



SMTB 厚生年金基金ニュース

(平成25年4月12日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

厚生年金基金制度の見直しに関する 法案の閣議決定・国会提出について

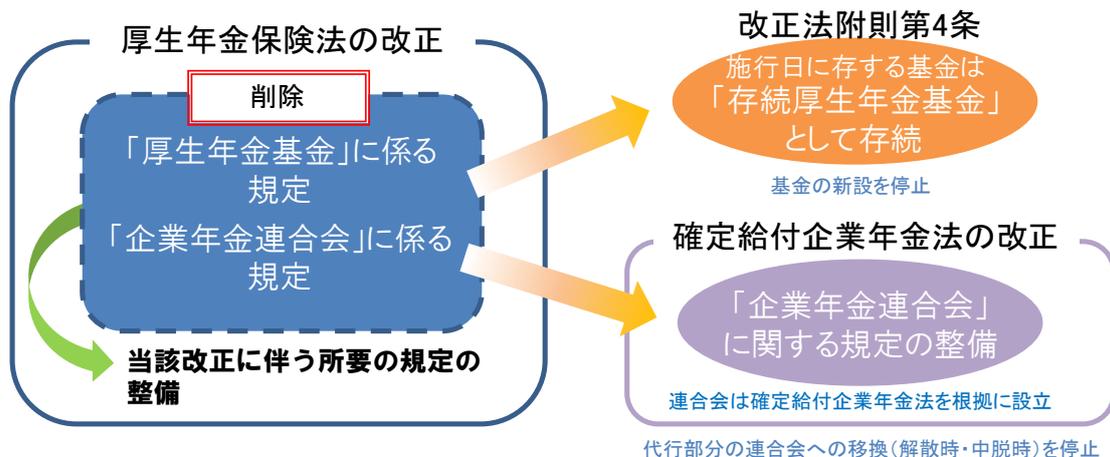
厚生年金基金制度の見直しに関する法案※が本日、閣議決定され、今国会に提出されました。
なお、法案には、一定の基準を満たさない基金に対する解散命令の発動や、特例解散制度の見直しなどが盛り込まれています(法案の施行日は公布日から1年を超えない範囲で政令で定める日とされています)。

※厚生年金基金制度の見直しに関する法案は、第3号被保険者の記録不整合問題への対応等とあわせて「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」として取りまとめられました。■法案はこちら→[第183回国会\(常会\)提出法律案 | 厚生労働省](#)

法案の概要(厚生年金基金関連)

◎政省令等で手当てされる予定のものを含みます。

厚生年金保険法本則から「厚生年金基金」に関する規定が削除され、厚生年金基金は、附則に規定される「存続厚生年金基金」として存続することになります(改正法附則第4条)。施行日以後、厚生年金基金の新規設立は認められません。

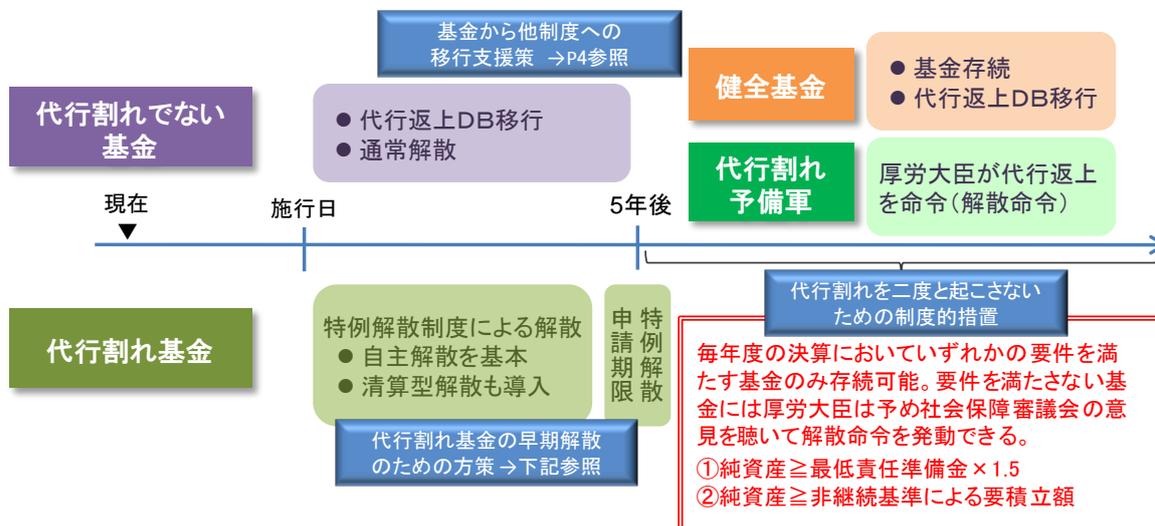


本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。
本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。

1. 厚生年金基金制度見直しのプロセス

施行日から5年間で「代行割れ問題」に集中的に対応する期間とし、特例解散制度の見直し等により基金の早期解散を促進するとしています。

また、施行日から5年後以降は「代行割れを未然に防ぐための制度的措置」を導入する期間とし、一定の基金存続条件を定め、これを満たさない基金に対しては、厚労大臣は予め社会保障審議会の意見を聴いて解散命令を発動できるとしています。



なお、基金制度見直しの中で、「最低責任準備金の精緻化」も併せて実施されます。

最低責任準備金の精緻化 (対象:全基金)

- ・係数(0.875)の補正(一律0.875→受給者の年齢区分に応じた3段階設定 65歳未満:0.69 65歳以上75歳未満:0.96 75歳以上:1.0)
- ・「期ずれ」の補正(継続基準の最低責任準備金のイメージと同一に)

2. 代行割れ基金の早期解散のための方策

代行割れ基金の早期解散のための方策として(1)「特例解散制度の見直し」と(2)「解散認可基準の緩和」を実施するとしています。

(1) 特例解散制度の見直し(申請期限は施行日から5年間)

分割納付の特例 (対象:代行割れ基金)

- ・事業所間の連帯債務外し(解散時に各事業所の債務を確定し、各事業所が直接国に納付)
- ・利息の固定金利化(利率は解散した年度の国債の利回りを勘案して厚労大臣が決定)
- ・最長納付期間の延長(現行15年→30年)

納付額の特例 (対象:代行割れ基金)

- ・いずれか低い額(現行特例と同じ)
 - ・①通常ルールで計算した額
 - ・②基金設立時から厚生年金本体の実績利回りをを用いて計算した額
- ※ 利回りは「期ずれ」補正後を用いることを原則とするが、補正前の使用も可

解散プロセス

- ・自主解散を基本。「清算型解散」の導入
- ・特例解散適用基金の受給者は申請時点以降、上乘せ給付を支給停止
- ・申請以降、年金記録の整理等に先行して代行資産を返還できる仕組みを導入(将来返上認可を受けた基金は、最低責任準備金の全部又は一部を前納することが可能に)

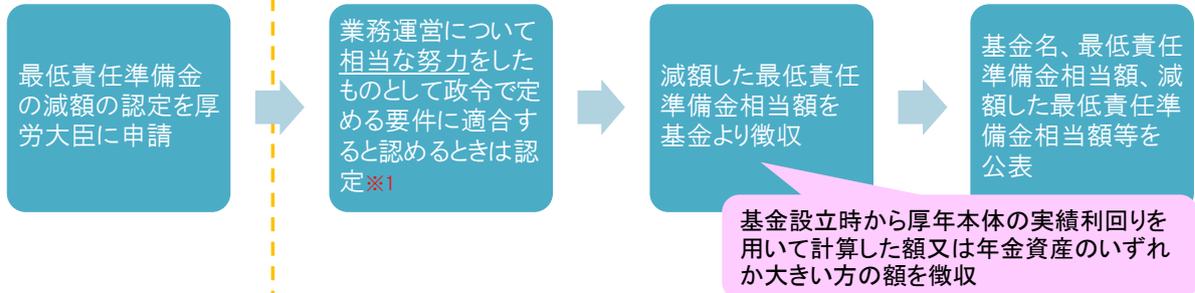
【参考】

① 自主解散について

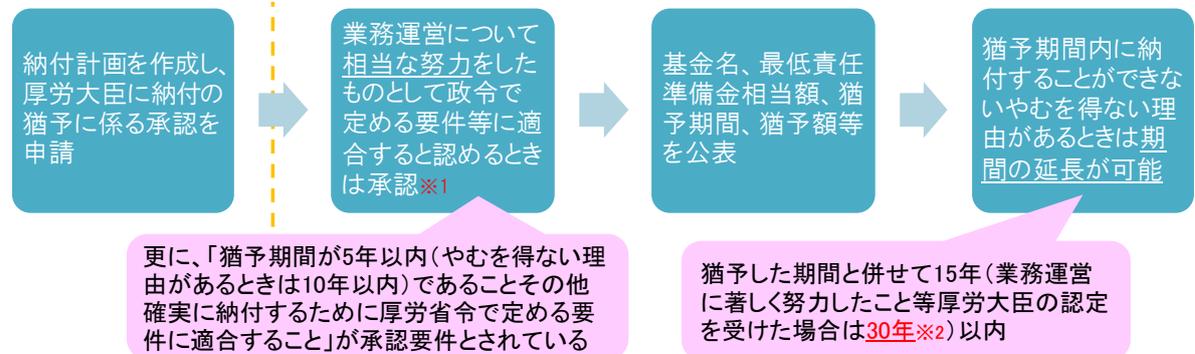
自主解散（納付額および分割納付の特例の適用）の流れは以下のとおりです。

● 自主解散型基金とは 改正前厚年法第145条第1項第1号又は第2号の理由により解散する基金であって、**解散しようとする日において年金資産が最低責任準備金を下回っていると見込まれるもの**

自主解散型基金が解散した場合の納付額の特例(改正法附則第11条) …現行制度と同一(あるだけ解散は認められず)



自主解散型基金における分割納付の特例(改正法附則第12～16条)



- 納付の猶予の場合の利息は、**解散年度の国債の利回りを勘案して厚労大臣が定める率**により計算する。
- 「納付額の特例」と「分割納付(納付の猶予)の特例」の両方を受ける場合は、同時に申請を行う。



- ※1 「特例の認定(承認)」をしようとするときは、予め社会保障審議会の意見を聴かなければならない。
- ※2 最長納付期間は30年に変更されるが、前記のとおり法令上は2回猶予申請が必要とされている。一度の申請で30年まで猶予期間が認められるか否かは現時点では不明。

② 清算型解散について

清算型基金の指定(改正法附則第19条～25条)

● 清算型基金とは ①事業年度末の**年金資産が「最低責任準備金×政令で定める率」を下回ること**その他事業の継続が著しく困難なものとして政令で定める要件に適合する基金であって、②**業務運営に相当の努力**をしたものとして政令で定める要件に適合すると厚労大臣が認めたもの



(注) 「清算型基金の指定」をしようとするときは、予め社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

③解散命令について

施行日より5年経過後は、厚労大臣は次の条件に該当する場合に解散命令を発動できるようになります。

施行日から5年経過後の解散命令の特例(改正法附則第33条)



(2) 解散認可基準の緩和

	現行	基準緩和後
代議員会における法定議決要件	定数の3/4以上による議決	定数の2/3以上による議決
解散認可申請の事前手続要件	全事業主の3/4以上の同意 全加入員の3/4以上の同意	全事業主の2/3以上の同意 全加入員の2/3以上の同意
解散認可申請の理由要件	母体企業の経営悪化等の理由が必要	理由要件を撤廃

代行返上の場合も、同様に緩和されます。
なお、代行返上の場合、理由要件は、現行においても課せられていません。

3. 基金から他制度への移行支援策

基金上乘せ部分の受給権を保全するための措置として以下の支援策を実施するとしています。

<上乘せ部分の受給保全のための移行支援策 >

	内容
DBへの移行支援	移行時の積立不足を掛金で埋めるための期間を延長 基金解散後、事業所単位で既存のDBへ移行できる仕組みの創設
DCへの移行支援	基金を脱退した事業所の従業員が基金から既存のDCへ資産移換できるように規制緩和 解散後にDCに移行する場合の積立基準に関する規制緩和
退職金の再積立支援	代行割れ基金の解散後、各事業主が、厚年本体への不足額の返還と、退職金の再積立を両立できるようにするための措置 (各事業所が退職金の再積立の観点から、DB等のスキームを活用する場合の積立基準に関する規制緩和等)
その他	基金解散後、企業単位で中退共へ移行できる仕組みの創設

<企業年金の選択肢の多様化>

	内容
キャッシュバランスプランの制度設計の弾力化	給付設計に用いる指標の選択肢を拡大(運用実績、複合ベンチマークを加える)基準金利等の規制緩和(但し、元本は保証)
簡易型DBの対象拡大	簡易な制度設計や手続きで設立できるDBの対象を拡大する

以上